

立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重の観点から、憲法改正手続における国会での慎重な議論を求めるとともに、日本国憲法が掲げる恒久平和主義を尊重するよう求める会長声明

1 憲法は、国家権力に縛りをかけ、国家権力の濫用を防止して国民の自由と権利を保障するために存在する（立憲主義）。日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義を基本原理とするが、これらの基本原理は将来の世代にわたって永続的に受け継いでいかなければならない。

日本国憲法が憲法改正の発議に国会の各議院の総議員の3分の2以上の賛成を必要とする特別多数決を要求している（憲法第96条）のは、これらの憲法の基本原理が時々の国家権力によって安易に変えられないようにするためである。

2 そして、日本国憲法は、「戦争は最大の人権侵害である」という戦争に反対する理念と、アジア・太平洋戦争の惨禍に対する痛切な反省から、憲法前文において「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とうたい、恒久平和主義を採用している。この憲法前文の恒久平和主義は、憲法9条に具体化され、憲法9条は1項で「国権の発動たる戦争」、
「武力による威嚇」及び「武力の行使」の3つを放棄し（憲法9条1項）、2項において、戦力の不保持と交戦権を否認している。

3 ところで、先の衆議院議員選挙の結果、自民党が単独で衆議院の3分の2を超える議席を獲得したことで、衆参各院で憲法改正の発議に必要な総議員の3分の2以上の賛成により、憲法改正の発議が現実となる可能性が高まっている。

しかし、憲法改正発議にあたっては、国会において様々な観点から十分な審議が行われ、国会議員によって多様な議論が交わされることが重要であり必要となる。

それにより、国民は、国会の審議内容や新聞等の報道により憲法改正の問題点をより深く理解した上で、国民投票に臨むことが可能となる。国会での十分な討論・審議を経ずに憲法改正の国民投票が実施されれば、国民一人ひとりが十分な知識や情報を有しないまま、国家権力の流す情報や一時的な社会の雰囲気の流れに流され、憲法の基本原理に反するような判断をすることになりかねない。特に、近年の選挙では、SNS上で偽・誤情報が拡散され、民主主義の正統性と選挙の公正性を根底から崩しかねない事態となっていることから、偏った情報のみが国民に提供されないよう配慮が必要である。

また、憲法改正手続は、国民主権の観点から公正・公平なものでなければならぬところ、憲法改正手続法においても、テレビ・ラジオの有料広告放送の規制、インターネット広告の規制、最低投票率制度等、検討や見直しを行うべき重要な課題があるが、いまだ解決していない。当会の平成31年4月24日付「憲法改正問題について、9条の2を創設し自衛隊を明記する案に問題点があることを指摘し、憲法9条の改正の要否並びに改正の必要がある場合にその具体的内容について国民に熟議を促すとともに、国会に対し憲法改正手続法の見直しを求める決議」（以下「平成31年決議」という）でも触れたように、特に有料広告放送の問題点と最低投票率の定めがないことについては、影響が重大かつ深刻であり、これらの問題を残したままで憲法改正の発議はなされるべきではない。

4 現在、世界では、ロシアによるウクライナ侵攻や、ガザ地区での武力紛争、アメリカ・イスラエルによるイランへの軍事攻撃など、戦争によって尊い人命が失われ、重大な被害と混乱、不安をもたらしている。また、本年3月末、日本政府は、長距離ミサイルを陸上自衛隊の駐屯地に配備し、自衛隊として初めて敵基地攻撃能力に活用できる実践的な兵器の運用を開始している。

これまで当会は、平成31年決議のほか、令和4年6月30日に「ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議するとともに、日本政府に対して、軍事侵攻の早期停止及び平和的紛争解決に向けて積極的な役割を果たすことを求める会長

声明」を、令和5年8月2日に「反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有に反対する会長声明」を發出してきたが、改めて日本政府に対し、日本国憲法が掲げる恒久平和主義、国際協調主義の原理に基づき、国際平和の維持のために最大限の外交努力を尽くすことを求めるとともに、国が反撃能力（敵基地攻撃能力）を保有すること及びそのための準備を進めることは、憲法に違反するために反対であるとの姿勢を表明する。

そして、当会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士（弁護士法第1条1項）の団体である弁護士会として、立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重の観点から、現在の国内外の情勢において、憲法改正の発議が拙速に行われるようであれば、日本国憲法が掲げる恒久平和主義、国際協調主義の原理が大きく損なわれ、憲法の理念がないがしろにされてしまうという危機感を強く抱くものである。

- 5 よって、当会は、弁護士会としての使命と責務を果たすべく、日本政府に対し、立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重の観点から、憲法改正の発議においては、憲法改正手続法の諸問題を解決したうえで、日本国憲法が掲げる恒久平和主義を尊重し、国会において慎重な議論をすることを求める。

2026（令和8）年6月15日

徳島弁護士会

会長 生長 拓也